

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

自然と共生する住み良いまちづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

高知県

高知県室戸市

3. 地域再生計画の区域

高知県室戸市の全域

4. 地域再生計画の目標

室戸市は、高知県の東南端に位置し、東西18.6km、南北27.0kmで太平洋に室戸岬が突出したほぼ逆三角形をしており、総面積248.30km²の86.7%を森林が占め、北部は四国山地の装束峠（1,083m）を主峰として700～800m級の山々が連立している。耕地はこれらの山々に水源をなす大小河川の流域に散在するほか太平洋沿岸には海岸段丘が耕地として発達している。

本市は、かつては遠洋漁業の基地として栄えたが、近年では魚価の低迷、燃料価格の高騰などにより市内における水産業は衰退している状況である。また、過疎化・高齢化の進行により、農林業の担い手も不足しており木材価格の低迷などと相まって除間伐など植林の管理が不十分となり、森林の荒廃や耕作放棄地が増加している。これにより、木材の生産をはじめ水源のかん養や土砂災害の防止といった森林が持つ様々な公益的機能が十分に果たせていない状況であり、財政基盤の弱い本市では市道・林道などの基盤整備も遅れている現状である。

今後、森林の持つ公益的機能を十分に発揮するために、計画的な除間伐等を実施するが、そのために必要となる林道及び市道を一体的に整備することで、より効率的な施業に寄与するものである。また、それらの整備により、日常生活上においても主要道路等へのアクセス性が向上し、林業等に従事する地域住民の生活環境が向上する効果も見込まれる。本計画に取り組むことにより、自然と共生する住み良いまちづくりを目指す。

【目標1】市道の整備による主要道路へのアクセス改善

○主要道路（国道等）への所要時間短縮

- ・佐喜浜町入木新別当地区から市道大端線を使った、国道55号交差点までの所要時間：（現況）22分→（目標）16分（6分短縮）
- ・室津北山田地区から市道椎名室戸線を使った、県道202号交差点までの所要時間：（現況）14分→（目標）12分（2分短縮）

- ・元東郷地区から市道東郷線を使った、国道55号交差点までの所要時間：
(現況) 18分 → (目標) 14分 (4分短縮)

【目標2】市道と連携した林道網の整備及び間伐等による林業振興

- 林道整備により間伐実施面積の7.2%増加 (168.8 ha 増加)
 - ・林道東又佐喜浜線 (61.0 ha 増加)
 - ・林道小川線 (107.8 ha 増加)
- 林道整備による林産物の搬出と迂回路の確保

【目標3】伝統的産業である「土佐備長炭づくり」後継者の育成と生産量の拡大

- ・土佐備長炭生産従業者の増加：(現況) 23世帯 → (目標) 29世帯 (6世帯増)
- ・土佐備長炭生産量の増加：(現況) 348t → (目標) 439t (91t増)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

国道55号線が地域の基幹道路であり、それらに接続する市道・林道において、一体的な整備を行うことにより広域的・効率的なネットワークづくりを推進し、公共施設等へのアクセス改善及び農林業の振興を図る。市道における未舗装路線の舗装と側溝の布設・危険箇所の改良を行うとともに、林道の開設により効率的な森林施業を行い木材産業の振興を図る。

その他関連事業として、各種補助事業の導入による市道・林道の整備及び間伐事業による森林整備を併せて行う。また、地域資源を有効活用した土佐備長炭生産従業者の増加により地域の活性化を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。

なお、整備箇所等については別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道元東郷線：道路法に規定する市道に認定済み (昭和62年3月28日)
- ・市道椎名室戸線：道路法に規定する市道に認定済み (昭和60年10月5日)
- ・市道大端線：道路法に規定する市道に認定済み (昭和62年3月28日)
- ・林道東又佐喜浜線：森林法による室戸市森林整備計画 (平成20年度策定) に路線記載
- ・林道小川線：森林法による室戸市森林整備計画 (平成20年度策定) に路線記載

[施設の種類 (事業区域) 事業主体]

- ・市道 (室戸市) 室戸市
- ・林道 (室戸市) 高知県

[事業期間]

- ・市道（平成23年度～平成25年度）
- ・林道（平成24年度～平成27年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道 3.63 km 林道 1.60 km
- ・総事業費 480,000 千円（うち交付金 240,000 千円）
 - 市道 60,000 千円（うち交付金 30,000 千円）
 - 林道 420,000 千円（うち交付金 210,000 千円）

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、自然と共生する住み良いまちづくりを推進するために、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- (1) 「中山間地域等直接支払交付金」「農地・水・環境保全向上対策交付金」を活用し、耕作放棄地の増加防止及び復旧を図る。（事業主体：室戸市）
- (2) 「社会資本整備総合補助金」の活用及び市単独事業の実施により、区域の道路ネットワーク構築を推進し、道路の多様な利便性向上を図る。（事業主体：室戸市）
- (3) 伐期を迎え、木材生産できる森林が増加することから「高性能林業機械等整備事業」による高性能機械の導入や「緊急間伐総合支援事業」「公有林整備事業」等により、除間伐保有を行い、国土の保全や水源のかん養などの公益的機能の向上及び適正な森林の管理や自然と調和した林業振興を図る。（事業主体：室戸市）
- (4) 地域資源を活かした「新規製炭者研修」や「炭焼き体験」の実施により、伝統的産業である土佐備長炭生産従業者の増加を目指し、地域経済の活性化を図る。（事業主体：室戸市）

6. 計画期間

平成23年度～平成27年度

7. 目標の達成状況に係わる評価に関する事項

4. に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行う。

（評価実施主体）

【目標1】・・・室戸市

【目標2】【目標3】・・・高知県、室戸市

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし